

殺すことあらむを、時の大理なりし阜陶とらへたらば、舜はいか
 がし給ふべきといひけるを、舜は位をすて、父を負ひてぞさら
 ましとあり。大賢のをしへなれば、忠孝の道あらはれておもしろ
 く侍り。保元平治よりこのかた、天下亂れて武用さかりに、王位
 軽くなりぬ。いまだ大平の世にかへらざるは、名行の破れそめし
 によれる事とぞ見えたる。かくてしばししづまりしに、主上上皇
 御中悪しくて、主上の外舅大納言經宗後にめしかへされて、大臣大將までなりき、御乳母の
 子別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せてめし
 とらへられ、配所につかはさる。これより清盛天下の權を恣にし
 て、程なく太政大臣にあがり、その子大臣の大將になり、あまさへ
 兄弟左右の大將にてならべりき。この御門の御世の事ならぬ、天下の
 諸國は、半過ぐるはで家領となし、官位は多く一門家僕にふさげ
 たり。王室の權更になきが如くになりぬ。この天皇天下を治め

○上皇の御意に云々 百鍊抄に永
 曆元年二月廿日、院仰清盛朝臣、爾
 召權大納言經宗別當惟方、癘於禁裏
 中、見ゆたり

給ふこと七年、二十三歳をましましき。

○乙酉は永萬元年なり
 △改元仁安

第七十九代、六條院、諱は順仁、二條の太子、御母は大藏少輔伊岐の
 兼盛が女なり。その品賤しくて、贈位
 までもなかりしにや、乙酉の年即位、丙戌に改元、天下
 を治め給ふこと三年、上皇世をしらせ給ひしかば、二條の御門、本
 より御心よからぬ御事なりしゆゑにや、いつしか讓國の事あり
 き。御元服などもなくて、十三歳にて世をはやくしましましき。

○戊子は仁安三年なり
 △改元嘉應

第八十代、第四十三世、高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子、御母
 は皇后平の滋子、建春門院
 と申す、贈左大臣時信の女なり。戊子の年即位、己
 丑に改元、上皇、天下を知らせ給ふこともとの如し。清盛權を専ら
 にせしことは、殊更にこの御代の事なり。その女徳子入内して女
 御とす、即ち立后ありき。末つ方やうやう所々に反亂のきこえあ
 りき。清盛一家非分のわざ、天意に背きけるにこそ。嫡子内大臣
 重盛は、心はへさかしくて、父の悪行なども諫め留めけるさへ、世

○頼政弼謀叛事

○皇子は治承四年五月宇治川の戦
破れて失はれたり

○死罪を申しなだむる人は池の尼
なり

○義兵を起しぬ、こは治承四年八
月頼朝が兵を伊豆に擧げしをいふ

をはやくしぬ。いよいよをごりをきはめ、權をほしきまくにす。
時の執柄にて、菩提院の關白基房の大臣をはせしも、中らひよろ
しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる。妙音院の師
長の大臣も、京中をいださる。その外に罪せらるゝ人多かりき。
從三位源頼政といひしもの、院の御子以仁の王とて、元服はあり
しかど、親王の宣旨などだになくて、傍なる宮にはせしを勧め
申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はむとは
かりけり。事あらはれて、皇子も失はれたまひぬ。頼政もほろび
ぬ。かくれどもそれより亂れそめてけり。義朝朝臣が子頼朝、前右
兵衛
佐從五位下、平治の頃六位の藏人たりし
が、信賴事をおこしける時に任官すとぞ、平治の亂に死罪を申しなだむる
人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年をおくりしが、以仁
王の密旨をうけたまはり、院よりも忍びて仰せつかはす道あり
ければ、東國をすゝめて義兵をおこしぬ。清盛いよいよ悪行をの

○嚴島 延喜式に安藝佐伯郡伊部
伎島神社とあるこれなり
○御心ばへも云々 仕丁の紅葉を
焼きて酒を煖めしをゆるしたまひ
下神の朝服をぬすまれしを怒みて
惠まれ給ひし類をいふなり

○庚子は治承四年なり
△改元養和

○攝津國福原云々 百練抄に治承
四年六月二日行幸攝津國福原法皇
新院同以臨幸と見たり
○法皇は後白河院、上皇は高倉院
なり

みなしければ、主上深く歎かせたまふ。俄に遜位のことありしも、
世を厭はせましましけるゆゑとぞ。天下を治め給ふこと十二年、
世の中の御いのりにや、平家の取分崇め申す神なりければ、安藝
の嚴島になむ參らせ給ひける。この御門御心ばへもめでたく、孝
行の御志も深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。尊號
ありて、程なく世をはやくしたまふ。二十一歳おましましき。
第八十一代、安徳天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平徳
子建禮門院
と申す、太政大臣清盛が女なり。庚子の年即位、辛丑に改元、法
皇なほ世をまらせ給ふ。平氏はいよいよををりをなし、諸國は既
にみだれぬ。都をさへうつすべしといひて、攝津國福原とて、清
盛がすむ所のありしに、行幸せさせ申しけり。法皇上皇も同じへ
うつし奉る。人のうらみ多く聞えければにや、かへし奉る。幾く
なく清盛かくれて、女男宗盛そのあとをつぎぬ。世の亂をもか程

◎平氏滅亡事

○西海に没落す。百練抄に壽永二年七月廿五日平家實類前内大臣已下率族出奔西海と見えたり

りみず、内大臣に任ず。天性父にも兄にも及ばざりけるにや、威望もいつしかおどろへ、東國の軍既にこはくなりて、平氏の軍所所にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登らせたまふ。平氏力をおとし、主上をすゝめ申して、西海に没落す。中三年ばかりありて、平氏悉く滅亡す。清盛が後室從二位平の時子といひし人、この君をいだき奉り、神璽をふところにし、寶劔を腰に挟みて海中にいりぬ。あさましかりし亂世なり。天下を治め給ふこと三年、八歳おましましき。遺詔等の沙汰なければにや、天皇と稱し申すなり。

○先帝は安徳天皇なり

○祖父法皇は後白河院なり

第八十二代、第四十四世、後鳥羽院、諱は尊成高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子先代の母儀多くは后宮、さらぬは贈后なり、院號ありしは、皆先立後の後の定なり、この七條院立后なくて、院號のはじめなり、但まづ、入道修理太夫信隆の女なり。先帝西海に臨幸ありしかども、祖父法皇の御世なりしかば、都はかはらず。攝政基通の大

○諫め申す輩は從者近藤高直なり

臣ぞ、平氏の縁にて供奉せられしかど、諫め申す輩ありけるにや、九條の大路邊よりとゞまられぬ。その外平氏の親族ならぬ人々は、御供仕うまつる人なかりけり。還幸あるべきよし院宣ありけれど、平氏承引し申さず。依りて太上法皇の詔にて、この天皇たたせ給ひぬ。親王の宣旨までもなし。まづ皇太子とし、即ち受禪の儀あり。翌年甲辰にあたる年、四月に改元、七月に即位。この同胞に高倉の第三の御子ましましきかども、法皇この君を撰び定め申し給ひけるとぞ。先帝三種の神器を相具せさせ給ひしゆゑに、踐祚のはじめの違例に侍りしかども、法皇國の本主にて、正統の位を傳へまします。皇太神宮、熱田の神、あきらかに守り給ふ事なれば、天位つゝがまします、平氏滅びて後、内侍所神璽はかへり入らせたまふ。寶劔は終に海に沈みて見えず。そのころはひは、晝御座の御劔を寶劔に擬せられたりしが、神宮の御告に

△改元元曆

◎内侍所自西國渡御事

◎寶劔紛失事

◎晝御座御劔被擬寶劔事

◎依神宮御告以奉御劍事

○天德年中ハ天德四年九月なり

○長久年中ハ長久元年九月なり

◎新羅法師道行欲盜神劍事

◎神劍顯神變不出賜我國事

○昔新羅國より道行といふ法師來りて云々 日本紀天智天皇七年の

て、神劍を奉らせ給ひしによりて、近比までの御守なりき。三種の神器のことは、所々に申し侍りしかども、まづ内侍所は神鏡なり、八咫の鏡と申す。正體は皇大神宮にいはひ奉る。内侍所にましますは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり。村上の御時、天德年中に火事にあひたまふ。それまでは圓規かけまします。後朱雀院の御時、長久年中重ねて火ありしに、灰燼の中より光をさせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける。されど正體はつゝがなくて、萬代の宗廟にまします。寶劍も正體は天の叢雲の劍後に草薙といふとまをす、熱田の神宮にいはひ奉る。西海にまづみしは、崇神の御代に同じく造りかへられし劍なり。失せぬることは、末世の志るしにやとらめしけれど、熱田の神あらたなる御事なり。昔新羅國より道行といふ法師來りて、盜み奉りしかど、神變をあらはして、我國を出でたまはず。かの兩種は、正體昔にかはりましま

條に是歲沙門道行盜草薙劍逃向新羅而中路風雨世迷歸と見えたり

○先入京す 此は壽永二年九月のことなり

◎源義仲惡行事

さず、代々の天皇の遠き御守として、國土のあまねき光となり給へり。失せし寶劍はもとより如在の事とぞ申し侍るべき。神璽は八坂瓊の曲玉と申す。神代より今にかはらず、代々の御身を離れぬ御守なれば、海中より浮び出で給へるもことわりなり。三種の御事は、能く心え奉るべきなり。なべて物識らぬたぐひは、上古の神鏡は天德長久の災にあひ、草薙の寶劍は海に沈みにけりと、申し傳ふること侍るにや、かへすく僻事なり。この國は、三種の正體を以て眼目とし、福田とすることなれば、日月の天をめぐらむほどは、一もかけ給ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚の榮えまさむこと、天地ときはまりなかるべしと侍れば、いかでか疑ひ奉るべき。今よりゆくさきも、いとたのもしくこそ思ひ侍れ。平氏いまだ西海にありしほど、源義仲といふもの、先入京す。兵威盛なるをもちて、世の中の事をおさへ行ひけり。征夷將軍に任ず。

○將門が亂は朱雀天皇天慶二十年十一月の事なり

○近臣は平知康をいふ

○諸國補守地頭事
○守護とは國司の外に武家より命じて國を掌らしむるものをいひ、地頭とは庄園郷保を支配するものをいふなり

○賴朝權感寺

この官は、昔坂上の田村曆までは、東夷征伐のために任せられき。その後將門が亂に、右衛門督忠文の朝臣、征東將軍を兼ねて、節刀をたまひしよりこなた、久しく絶えて任せられず。義仲を始めてなりにける。あまりなる事多くて、上皇御憤のゆるにや、近臣の中に軍を起し、對治せむとせしに、事成らずして、なかなかあさましきことなむ出で來にじ。東國の賴朝、弟範賴、義經等をさしおぼせしかば、義仲はやがて滅びぬ。さてそれより西海へ向ひて、平氏をたひらげしなり。天命きはまりぬれば、巨猾も滅びやすし。人民の安からぬことは、時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや。かくて平氏滅亡してしかば、天下もとのごとく、君の御まゝなるべきかとおぼえしに、賴朝勳功誠にためしなかりければ、自らも權を恣にす。君もまたうち任せられければ王家の權はいよいよ衰へにき。諸國に守護をおきて、國司の威をおさへしかば、吏

○鎌倉の館は相模國鎌倉郡にあり

○東大寺の再建は建久元年にはじめて同六年にをはれり

○京上は建久六年三月四日なり

務といふこと名ばかりになりぬ。あらゆる庄園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。賴朝は從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に、越階して正四位下に叙す。平氏追討の賞に、又越階して從二位に叙す。建久のはじめにや、始めて京上して、やがて一度に權大納言に任す。又右近大將を兼す。賴朝頼に辭し申しけれど、叡慮によりて朝弊ありとぞ。程なく辭退して、もとの鎌倉の館になむ下りし。その後征夷大將軍に拜任す。それより天下のこと、東方のまゝになりき。平氏の亂に、南都の東大寺興福寺焼けしを、東大寺をば、俊乘といふ上人勸めたてければ、公家にも委任せられ、賴朝も深く隨喜して、ほどなく再興す。供養の儀、ふるき跡を尋ねて行はれけり。ありがたきことにてや。賴朝も重ねて京上しけり。かつは結縁のため、かつは警固のためなりき。法皇かくれさせ給ひて、主上世を忘れさせ給ふ。

○戊午は建久九年なり

△改元正治

○玉石共にこがれて云々 承久三年四月十日土佐國にうつし奉り後阿波國にわたし奉る、やがて寛喜三年十一月十一日阿波にて崩御したまふ

すべて天下を治め給ふこと十五年、太子にゆづりて尊號例のごとし。院中にて又二十餘年おらせ給ひしが、承久に事ありて御出家、隱岐の國にてかくれ給ひぬ。六十一歳おましましき。
第八十三代、第四十五世、土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の御子、御母は承明門院源の在子、内大臣通親の女なり。父の御門の例にて、親王の宣下なし。立太子の儀ばかりにて、則ち踐祚あり。戊午の年即位、己未に改元、天下を治め給ふこと十二年、太弟に譲りて尊號例のごとし。この御門まさしき正嫡にて、御心ばへも正しく聞えさせ給ひしに、上皇鍾愛にうつされましけるにや、ほどなく讓國あり、立太子までもあらぬさまになりけき。承久の亂に、時の至らぬことを知らせ給ひければにや、さまさま諫めましましけれども、事破れにしかば、玉石共にこがれて、阿波の國にてかくれさせたまふ。二十七歳おましましき。

○庚午は承元四年なり

△改元建暦

◎實朝公薨去事

○その子は頼經なり

○廢帝 明治三年詔を奉りて仲恭天皇とまをす

第八十四代、順徳院、諱は守成、後鳥羽第三の子、御母は修明門院藤原の重子、贈左大臣範季の女なり。庚午の年即位、辛未に改元。このとき征夷大將軍頼朝の次郎實朝、右大臣左大將までなりけしが、兄左衛門督頼家が子に、公曉といひける法師に殺されぬ。又繼ぐ人なくて、頼朝があとは長く絶えにき。頼朝が後室に従二位平政子とて、時政といふものゝ女なりし、東國の事をばおこなひき。その弟義時兵權をとりしが、上皇の御子を下し申して、仰ぎ奉るべきよし奏しけれど、不許にやありけむ、九條の攝政道家の大臣は、頼朝の時より、外戚につゞきてよしみおはしければ、その子を下して持扶し申しけり。大かたの事は、義時がまゝになりけき。天下を治め給ふこと十一年、讓國ありしが、事亂れて佐渡の國にうつされたまふ。四十六歳おましましき。
廢帝、諱は懷成、順徳の太子、御母は東一條院藤原の光子、故攝政

◎承久亂事

太政大臣良經の女なり。承久三年春の頃より、上皇思し召したつことありければ、俄に讓國したまふ。順德御身をかろめて、合戦の事をも、ひとつ御心にせさせ給はむ御謀にや、新主に讓位ありしかど、即位登壇までもなくて、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の亭へ遁れさせたまふ。三種の神器をば、閑院の内裏にぞておかれにき。讓位の後七十七ヶ日の間、暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず、飯豊の天皇の例になぞらへ申すべきにこそ。元服などもなくて、十七歳にてかくれましますぬ。さてもその世の亂を思ふに、誠に末の世には迷ふ心もありぬべく、又下の上を志のぐ端ともなりぬべし。そのいはれを能く辨へらるべきことに侍り。賴朝勳功は昔より類なきほどなれど、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思し召しけるもことわりなり。いはむやその跡絶えて、後室の尼公陪臣の義時が世に

○飯豊天皇は押磐皇子の御女ふして仁賢天皇顯宗天皇の御妹におはします、在位久しからざりし故に日嗣には數へ奉らぬなり

なりぬれば、かれの跡をけづりて、御心のまゝにせらるべしといふも、一往のいひなきにあらず。まかれども白河鳥羽の御代の頃より、政道のふるき姿やうやうおとろへ、後白河の御時兵革れてりて、姦臣世をみだり、天下の民ほどほど塗炭に落ちにき。賴朝一臂を振ひて、その亂を平げたり。王室ハふるきにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下堵をやすくし、東より西よりその德に服せしかば、實朝なくなりて、も、叛くものありとはきこえず。これにまさるほどの徳政なくして、いかでたやすく覆さるべき。たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくは、上天よもくみしたまはし。次に王者の軍といふは、科あるを討して疵なきをばほろぼさず。賴朝高官にのぼり、守護の職をたまふ。これ皆法皇の勅裁なり。私に盜めりとは定めがたし。後室その跡をはからひ、義時久しくかれが權をとりて、人

望に背かざりしかば、下にはいまだ疵ありといふべからず。一往のいはればかりにて追討せられむは、上の御科とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし。かゝれば、時のいたらず、天のゆるさぬ事はうたがひなし。但、下の上を剋するは、極めたる非道なり。終にはなごか皇化にまつろはざるべき。先誠の徳政をおこなはれ、朝威をたてかれを剋するばかりの道ありて、その上の事とぞおぼえ侍る。かつは世の治亂のすがたをも、能くかむがみまらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命にまかせ、人の望に隨はせ給ふべかりしことじや。終にしては繼體の道も正路にかへり、御子孫の世に一統の聖運を開かれぬれば、御本意のいまだ達せぬにはあらざれど、一旦もまづませ給ひしこそ口をしく侍れ。

第八十五代、後堀河院、諱は茂仁、（つたひな）二品守貞親王、（後に後高倉院と申す）第三の

○繼體の道も正路にかへり云々
後堀河天皇四條天皇の二代を経て終に土御門天皇の御子御嵯峨天皇の位に即き給ひしをいふ

○入道親王は守貞親王なり

◎追號例事

- 草壁の太子は天武天皇の皇子なり
- 淡路の帝は淳仁天皇をまをす
- 施基の王子は天智天皇の皇子なり
- 早良の廢太子は光仁天皇の皇子桓武天皇の太弟なり
- 小一條院は三條天皇の皇子敦明親王なり
- 辛巳は承久三年なり
- △改元貞應

子、御母は北白河院藤原の陳子、入道中納言基家の女なり。入道親王は、高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御撰に漏れ給ひし御事なり。承久に事ありて、御鳥羽の御流の外、この御子ならでは皇胤まします。依りてこの孫王を天位に即け奉る。入道親王尊號ありて、太上皇と申して、世をまらせたまふ。追號の例は、文武の御父草壁の太子を、長岡天皇と申し、淡路の帝の御父舍人の親王を、盡敬天皇と申し、光仁の御父施基の王子を、田原天皇と申し、早良の廢太子は、怨靈をやすめられむとて、崇道天皇の號をおくらす。院號ありしことは、小一條院ぞまじける。この天皇、辛巳の年即位、壬午に改元、天下を治め給ふこと十一年、太子に譲りて尊號例のごとし。暫く政をまらせ給ひしが、二十一歳にて世をはやくしおまじまじき。

第八十六代、四條院、諱は秀仁、（つたひな）後堀河の太子、御母藻壁門院藤原

○壬辰は貞永元年なり
△改元天福

◎参殿權威事

の嬪子、攝政左大臣道家の女なり。壬辰の年即位、癸巳に改元、例
のごとし。一年ばかりありて、上皇かくれ給ひしかば、外祖にて、
道家の大臣王室の權をとりて、昔の執政の如くにこそありしか。
東國に仰ぎし征夷大將軍賴經も、この大臣の胤子なれば、文武一
にて權勢おはしけりとぞ。天下を治め給ふこと十年、俄に世をは
やくまたまふ。十二歳れましましき。

第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、諱は邦仁、土御門院第二の御
子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女
なり。この御門承久の亂ありし時、二歳にならせ給ひけり。通親
大臣の四男大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆか
りなりしかば、收養し申してかくしおき奉りき。十八の御年にや、
大納言さへ世を早くせしかば、いとゞ無頼になり給ひて、御祖母
承明門院になむうつろひましましける。廿二歳の御年の春正月

◎四條院前御事

○かの御子は順徳の御子思成王を
させるなり

○本所は領主といふこととし

十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず。順
徳院ぞいまだ佐渡におはしましけるが、御子達もあまた都にと
どまり給ひし。入道攝政道家の大臣、かの御子の外家にればせし
かば、この御流を天位につけ奉り、もとのまゝに世をまらむと思
はれけるにや、その趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時は
からひ申して、この君をすゑ奉りぬ。誠に天命なり正理なり。土
御門院御兄にて、御心ばへもおだしく、孝行も深く聞かせ給ひ
しかば、天照大神の冥慮にかはりて、計ひ申しけるもことわりな
り。大かた泰時心正しく政すなほにして、人をはぐみむにをこ
らず、公家の御事を重くし、本所の煩をどゞめしかば、風の前塵
なくして、天下即ちまづまりき。かくて年代を重ねしこと、偏に
泰時が力とぞ申し傳ふめる。倍臣として久しく權をとることは、
和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず、義

◎泰時德政事

時いかなる果報にか、計らざる家業をはじめて、兵馬の權をとれりし、ためし稀なる事にや。されど殊なる才徳は聞えず、又大名の下にはこる心やありけむ、中二年ばかりぞありし。身まかりしかど、かの泰時相繼ぎて德政を先とし、法式をかたくす。己が分をはかるのみならず、親族並にあらゆる武士までも戒めて、高官高位を望むものなかりき。その政次第のまゝに、おとろへ、終に滅びぬるは天命の終るすがたなり。七代までたもてるこそ、かれが餘薫なれば、恨むる所なきといひつべし。凡、保元平治より以來のみだりがはしさに、賴朝といふ人もなく、泰時といふものもなからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし。このいはれを能く知らぬ人は、故もなく皇威のおとろへ、武備の勝ちにけると思へるはあやまりなり。所々に申し侍ることなれど、天日嗣は御讓にまかせ、正統にかへらせ給ふによりて、用意あるべきことの侍るな

○七代は義時、泰時、經時、時頼、時宗、貞時、師時までをいふ、かくて高時に至りて亡びたり

り。神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民は皆神物なり、君は尊くまじませど、一人をたのしましめ、萬民をくるしむることは、天もゆるさず、神もさきはひせぬいはれなれば、政の可否に志たがひて、御運の通塞あるべしとぞおぼえ侍る。まして人臣としては、君を貴び民をあはれび、天にせぐゝまり地にぬきあしし、日月の照すを仰ぎても、心の黒くして光に當らざらむことをおち、雨露の施すを見ても、身の正しからずして恵に漏れむことを顧るべし。朝夕に長田狭田の稻の種を食ふも皇恩なり、晝夜に生井榮井の水のながれを飲むも神徳なり。これを思ひもいれず、あるに任せて欲を恣にし、私を先として公を念るゝ心あるならば、世に久しきことわり侍らし。いはむや國柄を執る仁にあたり、兵權をあつかる人として、正路をふまざらむにおきては、いかでかその運を全くすべき。泰時がむかしを思ふには、能く誠ある所あり

◎後嵯峨院踐祚事

○告文は御願文の事なり

○壬寅は仁治三を指す
△改元寛元

けむかし、子孫はさほどの心あらじなれど、堅くしける法のまゝ
に行ひければ、及ばずながら世をも重ねしにこそ。異朝の事は亂
逆にして、紀なきためし多ければ、例とするに足らず。我國は神
明の誓著くして、上下の分さだまれり。まかも善惡の報あきらか
に、因果の理空しからず。且は遠からぬ事どもなれば、近代の得
失を見て、將來の鑒識とせらるべきなり。抑、この天皇正路にか
へりて、日嗣を受け給ひし、先だちてさまさまの奇瑞ありき。又
土御門院阿波國にて告文をかゝせまして、石清水の八幡宮に啓
白せさせ給ひける、その御本懷末通りにしかば、さまさまの御願
を果されしも、あはれなる御事なり。終に繼體の主として、この
御末ならぬはまします。壬寅の年即位、癸卯の春改元。御身を
慎み給ひければ、天下を治め給ふこと四年、太子をさなくま
しましとみかども、讓國あり、尊號例のごとし。院中にて世を志ら

○嬪子 異本嬪子に作る
○丙午は寛元四年なり

△改元寛治

○后腹の長子 後深草天皇は皇后
藤原嬪子の長子おはします

○主上は伏見天皇なり

○己未は正元元年なり
△改元文應

○皇子は世仁親王なりこれ即ち後
宇多天皇におはします

せたまふ。御出家の後もかはらず、二十六年ありしかば、白河鳥
羽よりこなたには、ねだやかたにめでたき御代なるべし。五十三歳
おましましき。

第八十八代、後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の御子、御母は大宮
院藤原の嬪子、太政大臣實氏の女なり。丙午の年四歳にて即位、
丁未に改元、天下を治め給ふこと十三年。后腹の長子にてましま
しとみかども、御病おはしましければ、同母の御弟恒仁親王を太子
に立て、讓國尊號例のごとし。伏見の御代にぞ、暫く政を知ら
せ給ひしが、御出家ありて、政務をば主上にゆづり申させたまふ。
五十八歳おましましき。

第八十九代、第四十七世、龜山院、諱は恒仁、御深草院同母の御弟
なり。己未の年即位、庚申に改元。この天皇を繼體とおぼしめし
おきてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまし

○大宮院は姁子なり

○先院は後嵯峨天皇をさし
當今は龜山天皇をさす

て、いつしか太子に立ち給ひぬ。後深草その時新院の御子も、先立ち
て生れ給ひしかども、ひきこされまじしき。太子は後宇多にまじま
す、御年二歳、深草の御
子に、伏見御年四歳、後嵯峨かくれさせ給ひてのち、兄弟の御あはひに、
争はせ給ふ事ありければ、關東より母儀大宮院にたづね申しけ
るに、先院の御素意は、當今にましますよしを仰せ遣されければ、
事さだまりて、禁中にて政務せさせたまふ。天下を治め給ふこと
十五年、太子に譲りて尊號例のごとし。院中にて十三年まで世
をまらせたまふ。事あらたまりにし後御出家、五十七歳たましま
しき。

○信子 異本姁子、姁子、實子、供
子等に作れり

○甲戌は文永十一年なり
△改元建治

◎宋國滅亡事

第九十代、第四十八世、後宇多院、諱は世仁、龜山の太子、御母は皇
后藤原信子、後に京極
院と申す、左大臣實雄の女なり。甲戌の年即位、乙亥に
改元、丙子の年、唐の宋の幼帝德祐二年にあたる。今年北狄の種蒙
古起りて、元國といひしが、宋の國を滅す。金國起りにしより、宋は東南
の杭州にうつりて、百五十年

○大風の起りしは弘安四年閏七月
一日なり

○遊義門院は後宇多院の皇后なり

○王卿 異本王孫に作る

○弘仁は嵯峨天皇、寛平は宇多天
皇の年號なり

になれり、蒙古起りて、先金國をせめ、その國をあはせ、辛巳の年、弘安四
年なり、蒙古の
後に江を渡りて宋をせめしが、今年終にほろぼさる。築紫にて大に合戦あり。
軍多くの船をそろへて、我國をおかす。神明威をあらはし、形を現して防がれけり。大風俄に起りて、數十
萬艘の賊船皆潦倒破滅しぬ。末世とはいへども、神明の威徳不可
思議なり。誓約の變らざることを、これにて推し量るべし。この天
皇、天下を治め給ふこと十三年、思の外に遁れまじまして、十餘年
ありき。後二條の御門立ち給ひしかば、世をまらせたまふ。遊義
門院かくれまして、御歎のあまりにや、出家せさせたまふ。前大
僧正禪助を御師として、宇多圓融の例により、東寺にて灌頂せさ
せたまふ。珍らかに尊きことに侍りき。その日は後醍醐の御門、
中務の親王として、王卿の座につかせまします。只今の心地ぞまは
べる。後二條院かくれさせ給ひし後、いとゞ世を厭はせたまふ。
嵯峨の奥大覺寺といふ所に、弘仁寛平の昔の御跡をたづねて、御

寺などあまた建て、ぞ行はせ給ひし。その後後醍醐の御門、位に
 即さましましとくかば、又暫く世を志らせ給ひて、三年ばかりあり
 て譲りましましき。大かたこの君は、中古よりこなたには、あり
 がたき御事とぞ申し侍るべき。文學の方も後三條の後には、かほ
 どの御才聞にさせ給はざりしにや、寛平の御誠には、帝皇の御學
 間は、群書治要などにてたりぬべし、雜文につきて政事を妨げ給
 ふなど見えたるにや。されど延喜、天曆、寛弘、延久の御門は、皆
 宏才博覽に諸道をも志らせ給ひ、政事も明にましましとくかば、先
 二代はことふりぬ。次には寛弘延久をぞ、賢王とも申すめる。和
 漢の古事を志らせ給はねば、政道もあきらかならず、皇威もかろ
 くなり定れることわりなり。尙書に堯舜禹の徳をほむるには、古
 に若稽といふ、傳説が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせず
 して、世にながきことは、説が聞かざる所なりとあり、唐に元士良

○延喜は醍醐天皇、天曆は村上天皇、寛弘は一條天皇、延久は後三條天皇の年號なり

○古に若稽云々、この句は尙書の堯典舜典大禹謨の篇に見えたり
 ○事古を師とせずして云々、この句は尙書説命の篇に見えたり

○元士良 異本王守澄に作る

◎唐奇人事

とて、近習の宦者にて、内權をとり極めたる奸人なり。その黨類
 に教へけるは、人主に書を見せ奉るな、はかなき遊戯をして御心
 を亂るべし、書を見てこの道を志り給はば、我輩は失せぬべしと
 いひけり。今もありぬべき事にや。寛平の群書治要をさしての
 たまひける、部せばきに似たり。たゞこの書は、唐の太宗、時の
 名臣魏徵をして、撰ばせられたる五十卷の中に、あらゆる經史諸
 子までの名文をのせたり。全經の書三史等をぞ、常の人はまなぶ
 なる。この書に載せたる諸子などは、見るものすくなし。ほどほ
 ど名をだに知らぬたぐひもあり。まして萬機を志らせ給はむに、
 これまで學ばせ給ふ事よしなかるべきにや。本經等を習はせま
 しますまではあるべからず。既に雜文とてあれば、經史の御學問
 の上に、この書を御覽して、諸子等の雜文までなくとも、御心な
 り。寛平は殊に博く學ばせ給ひけるにや、周易の深き道をも、愛

○全經の書は易、詩、書、禮、樂、春秋の六經をいひ、三史とは史記と前後漢書とをいふ

○周易の深き道云々、田氏家集に寛平元年十月九日御讀周易、三年

六月十三日講畢、博士善覺成把卷奉授云々と見ゆ、善覺成とは善淵夢成のことなり
○菅氏は道真公なり
○紀納言は長谷雄なり
○善相公は三善清行なり

○後宇多院御出家事

○十餘年 一本十四年に作る

○上皇御出家事

○龜山の下一本後宇多の三字あり

○法皇大阿闍梨御勤仕事

○密宗は眞言宗なり

成といふ博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は左右にあたはず、菅氏輔佐し奉られき。その後も紀納言善相公等の名儒ありしかば、文道の盛なりしことも、上古に及べりき。この御誠につきて、天子の御學問さまでなくともと申す人の侍る、あさましき事なり。何事も文の上にて、能く料簡あるべきをや。この君は在位にても、政事をまらせ給はず、又院にても、十餘年閑居し給へりしかば、稽古にあきららかに、諸道を知らせ給ふなるべし。御出家の後も、懇に行はせまじまじき。上皇の出家せさせ給ふことは、聖武、孝謙、平城、清和、宇多、朱雀、圓融、花山、後三條、白河、鳥羽、崇徳、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山にまします。醍醐一條は、御病重くなりてぞせさせ給ひし。かやうに數多聞はさせ給ひしかど、戒律を具足し、始終かくるゝことなく、密宗をきはめて、大阿闍梨をさへせさせ給ひしこと、いとありがたき御事なり。この御末

○甲子は正中元年なり

○伏見院爲龜山院御猶子事

○丁亥は弘安十年なり
△改元正應

に、一統の運をひらかるゝ有徳の餘薫とぞ思ひたまへる。元亨の末甲子の六月に、五十八歳にてかくれまじまじき。第九十一代、伏見院、諱は熈仁、後深草第一の子、御母は玄輝門院藤原の惜子、左大臣實雄の女なり。後嵯峨の御門、繼體をば龜山とれぼし定めければ、深草の御流いかゞと覺えしを、龜山弟順の儀をれぼしめしけるにや、この君を御猶子にして、東宮にすゑたまひぬ。その後御心もゆかず、あしざまなる事さへいできて、踐祚ありき。丁亥の年即位、戊子に改元、東宮にさへこの天皇の御子居たまひき。天下を治め給ふこと十一年、太子に譲りて尊號例のごとし。院中にて世を知らせ給ひしが、程なく時移りにしかども、中六年ばかりありて、又世を知りたまひき。關東の輩も、龜山の正流を受け給へることは、知り侍りしかど、近頃となりて、世をうたがはしく思ひければにや、兩皇の御流を、かはるがはるすゑ

○永福門院以下廿五字一本おなし

○戊戌は永仁六年なり
△改元正安

○正和は花園天皇の年號なり

○時の御門は花園天皇なり

申さむと相計ひけりとなむ。後に出家せさせたまひ、五十歳お
まじまじき。

第九十二代、後伏見院、諱は胤仁、伏見第一の子、御母は永福門院
藤原の鐘子、入道太政大臣實兼の女なり。實の御母は、准三宮藤原
の經子、入道參議經氏の女なり。戊戌の年即位、己亥に改元、天下
を治め給ふこと三年、推讓のことあり、尊號例のごとし。正和の頃
父の上皇の御讓にて、世を知らせたまふ。時の御門は御弟なれど、
御猶子の義なりとぞ。元弘に世の中亂れしとき、又暫くおぼせ
まふ。事あらたまりても、變らず都にすませまじまじしが、出家せ
させ給ひて、四十九歳にてかくれさせまじまじき。

○辛丑は正安三年なり
△改元乾元

第九十三代、後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子、御母は西華門
院源の基子、内大臣具守の女なり。辛丑の年即位、壬寅に改元、天
下を治め給ふこと六年ありて、世をはやくおぼせたまふ。二十四歳お

まじまじき。

○戊申は徳治三年なり、一本には
戊申を戊戌と作る
△改元延慶

◎父法皇誰有御事無諷聞之儀事

○世中あらたまりては元弘の亂を
かしてしふなり

○五十一歳以下十字一本おなし

第九十四代、花園院、諱は富仁、伏見第三の子、御母は顯親門院藤
原の季子、左大臣實雄の女なり。戊申の年即位、改元、父の上皇世
をあらせ給ひしが、御出家の後には、御讓にて、御兄の上皇世を
あらせまします。法皇かくれ給ひても、諷聞の儀なかりき。上皇御
猶子の義とぞ、例なきことなり。天下を治め給ふこと十一年に
て遁れ給ふ。尊號例のごとし。世の中あらたまりて、出家せさせ
たまひき。五十一歳おまじまじき。

第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御
子、御母は談天門院藤原の忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠
繼の女なり。御祖父龜山の上皇、養ひ申し給ひき。弘安に時うつ
りて、龜山後宇多世をあらしめさすなりにしを、度々關東に仰せ
給ひしかば、天命の理辱く恐れ思ひければにや、俄に立太子のさ

○八幡宮は山城國なる石清水の八幡宮をいふ

○一の御子は後二條天皇なり

○かの親王は邦良親王なり
○鶴膝の病は兩膝腫れ痛み膝大にして腿細く鶴の膝の如くなるを以てまかいふなりとぞ

◎徳治三年九十九立太子事

たありしに、龜山ハこの君をすゑ奉らむとおぼしめして、八幡宮に告文を納め給ひしかど、一の御子としたりゆゑなくて、捨てられがたき御事なりければ、後二條を居給へりし。されど後の宇多の御志も淺からず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて、節會などに出でさせ給ひき。後に中務の卿を兼せさせたまふ。後二條世をはやくしましめて、父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろづこの君にぞ委附し申させ給ひける。やがて儲君の定ありしに、後二條の一の御子邦良の親王、居給ふべきかと聞えしに、思し召すゆゑありとて、この親王を太子に立てたまふ。かの一の御子をさなくまじませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若邦良の親王早世の御事あらば、この御末繼體たるべしとぞ、まるとおかせまじしける。かの親王鶴膝の御病ありて、危く思し召しけるゆゑなるべし。後宇多の御門こそ、ゆゑしき稽古の君にまじし

◎天皇御灌頂事

○また 諸本人々にて作る

○戊午は文保二年なり

△改元元應

しに、その御跡をばよくつき申させ給へり。あまたへ諸の道を好みまらせ給ふこと、ありがたき程の御事なりけむかし。佛法にも御志深く、むねと眞言を習はせたまふ。初は法皇にうけまじしける、後に前大僧正禪助に許可まで受け給ひけるとぞ。天子灌頂の例は、唐朝にも見えはべり。本朝にも清和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂をおこなはる。主上をはじめ奉り、忠仁公などもうけられたり。これは結縁の灌頂かどぞ申すめる。この度は誠の授職と思し召し、にや、されど猶許可にさだまりきとぞ。それならず、また諸流をもうけさせたまふ。また諸宗をも捨てたまはず、本朝異朝禪門の僧徒までも、内に召してとぶらへせ給ひき。すべて和漢の道をかね、あきらかなる御事は、中頃よりの代々にハ超えさせまじしけるにや、戊午の年即位、己未の夏四月に改元、元應と號す。初つかたは後宇多院の御政なりしを、中二年ばかり

○公家の云々は朝廷にて政を執りたまふをいふ

○後宇多院の崩御は元亨四年六月廿五日なり
○東宮は邦良親王なり
○東宮の方ふさふらふ人々は藤原經繼源有忠藤原教定等をさしていふなり

○使節は藤原定房なり

○甲子は元亨四年なり即ち正弘元年ふ當れり

南朝

○坊は東宮坊なり

ありてぞ、譲り申させたまひし。それより古きが如くに、記録所をおかれて、夙にれき夜半におほどのごもりて、民の憂をきかせたまふ。天下擧りてこれを仰ぎ奉る。公家のふるき御政にかへるべき世にこそと、高きも賤しきも、かねてうたひ侍りき。かゝりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮の御方にさぶらふ人々、そばそばに聞えしが、關東に使節をつかはされ、天位を争ふまでの御中らひになりけき。東にも、東宮の御事をひきたて申す輩ありて、御憤のはじめとなりぬ。元亨甲子の九月の末つかた、漸事顯れにしかども、うけたまはり行ふ中に、いふかひなき事出で來にしかど、大方は事なくてやみぬ。その後程なく東宮かくれたまふ。神慮にもかなはず、祖皇の御誠にも達はせ給ひけりどぞればえし。今こそこの天皇、疑ひなき繼體の正統に定らせ給ひぬれ。されど坊には、後伏見第一の御子量仁の親王居させ給

○辛未は元弘元年なり

○他所は赤坂城をさしていふなり
○上達部は三位以上及び清華の人をいひ、上のをのこは殿上人をいふなり

○遷御隱岐國事

○東宮は光嚴天皇なり
○次の年は元弘二年なり

○補正成元弘元年九月義兵を起す

○その志 一本御志に作る

ふ。かくて元弘辛未の年八月に、俄に都を出でさせたまひ、奈良の方に臨幸ありしが、その所よろしからで、笠置といふ山寺の邊に行宮を定め、御志あるつはものを徴し集めらる。度々合戦ありしが、同九月に東國の軍多くあつまりのぼりて、事かたくなりければ、他所にうつらしめ給ひしに、思の外の事いできて、六波羅とて、承久よりこなた志めたる所にみゆきなる。御供に侍りし上達部、上のをのこども、或はとられ、或は忍び隠れたるものあり。かくて東宮位に即かせたまふ。次の年の春、隱岐の國に遷らしめまします。御子達も、あなたかなたにうつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ、山々をめぐり、國々をもよほして、義兵を起さむと企て給ひける。河内の國に楠の正成といふものありき。その志深かりければ、河内と大和との堺に、金剛山といふ所に城を構へて、近國を犯し平げしかば、東より諸國の軍を集めてせめしかど、堅く守

○癸酉は元弘三年なり

○源長年は名和長年をいふ

○上皇は後伏見天皇および其園天皇をいひ、新主は光厳天皇をいふ
○御志ある輩は赤松則村をさしていふなり

○藤原親光は結城親光をいふ

りければ、たやすく落すに能はず、世の中亂れ立ちに、次の年癸酉の春、忍びて御船に奉りて、隱岐を出で伯耆に着かせ給ふ。その國に源長年といふものあり。御方にまゐりて、船上といふ山寺に、假の宮を建て、ぞすませ奉りける。かのあたりの軍共、暫くはさほひて襲ひ申しけれど、皆靡き申しぬ。都近き所々にも、御志ある國々の兵、よりよりうち出でければ、合戦も度々になりぬ。京中さわがしくなりて、上皇も新主も六波羅にうつりたまふ。伯耆よりも軍をさこのぼせらる。こゝに畿内近國にも、御志ある輩は、八幡山に陣をとる。坂東よりのぼれる兵の中に、藤原の親光といふものも、かの山に馳せくはりぬ。つきつき御方に參る輩多くなりけり。源高氏ときこえしは、むかしの義家朝臣が二男、義國といひしが後胤なり。かの義國が孫なりし義氏は、平義時朝臣が外孫なり。義時等が世となりて、源氏の號ある勇士には、心を

結城親光

○尊氏卿告文事

○告文は即ち起請文なり

○東軍没落事

○兩院新帝御幸事

○兩院新帝は上にいへる上皇と新主とをいふなり

○兩院 一本兩皇お作る

○義貞朝臣落鎌倉事

れきければにや、れしすべたるやうなりしに、これは外孫なれば、とりたて、領する所なども、あまたはからひおき、代々になるま^{ヘテ}で隔なくのみありき。高氏も都へさこのぼせられけるに、疑を遁れむとにや、告文を書きおきてぞ進發しける。されど冥見をもかへりみず、心かはりして御方にまゐる。官軍力をえしまゝに、五月八日のころにや、都にある東軍皆敗れて、東へ志して落ちゆきしに、兩院新帝れなしく御幸あり。近江の國馬場といふ所にて、御方に志ある輩、うち出でにければ、武士は戦ふまでもなく、多くは自滅しぬ。兩院新帝は都にかへし奉り、官軍これを守り申しき。かくて都より西さま、程なくまづまりぬと聞ければ、還幸せさせたまふ。誠に珍らかなりし事になむ。東にも上野の國に、源義貞といふものあり、高氏が一族なり。世の亂にれもひをおこし、いくばくならぬ勢にて、鎌倉にうち望みけるに、高時等運命極りに

◎高時以下滅亡事

ければ、國々の兵つきまたがふこと、風の草をなびかすが如くして、五月の二十二日にや、高時をはじめとして、多くの一族皆自滅してければ、鎌倉またたひらぎぬ。符契を合することもなかりしに、筑紫の國々、陸奥出羽の奥までも、同じ月にぞまづまりにける。六七千里の間一時におこりあひにしに、時のいたり運のきはまりぬるは、かゝることこそと、不思議にも侍りしものかな。君はかくとも知らせ給はず、攝津國西の宮といふ所にてぞ、聞かせましましける。六月四日東寺に入らせたまふ。都にある人々も参り集りしかば、威儀をどよのへ、本の宮に還幸したまふ。いつしか賞罰のさだめありしに、兩院新帝をばなだめ申し給ひて、都にすませましましけり。されど新帝ハ偽主の儀にて、正位に用ゐられず。改元して正慶といひしをも、本の如く元弘と號せられ、官位昇進せしともがらも、皆元弘元年八月よりさきのまゝに

◎遷幸事

◎賞罰定事

○たなじき年は元弘三年なり

○わさとして 一本先としてにつくる

○朝家 一本朝廷につくる

てぞありし。平治より後、平氏世をみだりて二十六年、文治のはじめ頼朝權を専らにせしより、父子相繼ぎて三十七年、承久に義時世を執り行ひしより百十三年、すべて百七十餘年の間、たほやけの世を一にたらせ給ふこと絶えにしに、この天皇の御代に、掌を返すよりもやすく、一統したまひぬること、宗廟の御はからひも時節ありけりと、天下こそぞりて仰ぎ奉りける。たなじき年の冬十月に、先、東の奥をまづめらるべしとて、参議右近中将源顯家卿を、陸奥の守になしてつかはさる。代々和漢の稽古をわさとして、朝家につかへ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ。更途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬことなれば、度々いなみ申し、かど、公家既に一統しぬ。文武の道二なるべからず。昔は皇子皇孫、もして執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさゝれしか。今より武を兼ねて蕃屏たるべし、とおほせ給

○御子は養良親王なり

○今上皇帝は後村上天皇なり

○兩國は陸奥と出羽とをいふ

◎高氏兄弟事

ひて、御みづから旗の銘を書かしめ給ひ、さまざまの兵器をさへ下したまはる。任國に赴くことも、絶えて久しくなりにしかば、ふるき例をたづねて、罷申の儀あり。御前に召し勅語ありて、御衣御馬などをたまはりき。猶奥のかためにもと申しうけて、御子を一所伴ひ奉る。かけまくもかしてき今上皇帝の御事なれば、こまかにば志るさず。かの國に着きにければ、誠に奥の方さま兩國をかけて、皆靡きまたがひにけり。同十二月左馬頭源の直義朝臣、相摸守を兼して下向す。これも四品上野の太守成良親王を伴ひ奉る。この親王、後に暫く征夷大將軍を兼せさせたまふ。直義は高氏が弟なり。そもそもの高氏、御方に参りしその功は、誠に志かるべし。すゞろに寵幸ありて抽賞せられしかば、偏に頼朝卿天下をまづめしまゝの、志にのみなりにけるにや、いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず。拜賀のさきにやがて從三位して、

○三箇國は武藏、常陸、下總なり

ほどなく參議從二位までにのぼりぬ。三箇國の吏務守護、れよびあまたの郡莊をたまはる。弟直義左馬頭に任じ、後四位に叙す。昔頼朝ためしなき勳功ありしかど、高官高位にのぼることは亂政なり、果して又子孫もはやく絶えぬるは、高官のいたすところかどぞ申し傳へたる。高氏等は頼朝實朝が時に、親族などゝて優恕することもなし。唯家人の列なりき。實朝の入幡宮に拜賀せし日も、地下前駈二十人の中に相加れり。たとひ頼朝が後胤なりども、今更登用すべしともればえず、いはむや久しき家人なり。さしたる大功もなく、かくやは抽賞せらるべきと、あやしみ申す輩もありけるとぞ。關東の高時、天命既に極りて、君の御運を開きしことは、更に人力といひがたし。武士たるどもがら、いへば數代の朝敵なり。御方に参りてその家を失はぬこそ、あまりある皇恩なれば、更に忠をいたし勞を積みてぞ、理運ののぞみをも企て侍

○介子推がいにしめ 左傳僖公二十四年の條に晉侯賞從亡者介子推不言祿 諫小弗及 推曰 獻公之子九人唯君在矣 惠懷無疆內外非君而誰 天實置之 而二三子以爲己力 不亦誣乎 竊人之財 猶謂之盜 况貪天之功以爲己力乎 下義其罪 上賞其姦 上下相蒙 難與處矣云々 遂隱而死と見えたり

◎決斷所事

るべき。志かるを天の功をぬすみて、れのが功とおもへり。介子推がいにしめも、習ひ知るものなきにこそ。かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるゝもありき。されば或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、なかなか猶武士の世になりぬるとぞありし。凡政道といふことは、所々に志るし侍れど、正直慈悲を本として決斷の力あるべきなり。これ天照大神の明なる御教なり。決斷といふにとりて、あまたの道あり。一には、その人を撰びて官に任ず、官にその人ある時は、君は垂拱してまします。されば本朝にも異朝にも、これを治世の本とす。二には、國郡を私にせず、分つ所必ずその理のまことにす。三には、功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善を勧め惡を懲す道なり。これに一も違ふを亂政とはいへり。上古には勳功あればとて、官位を進むる事はなかりき。常の官位の外に、勳功

○勳位の事は職員令に候し

◎勳功事

◎内外官事

○三公は太政大臣左右大臣といふ
○諸司の一分は史生をいふ、即ち諸司の下官なり

○尸祿は空位といはむがごとし

◎將門追討賞事

◎貞任追討賞事

いふ志なをれきて、一等より十二等まであり。無位の人なれど、勳功高くて一等にあらば、正三位の下從三位の上に列るべしとぞ見えたる。又本位ある人の、これを兼ねたるもあるべし。官位といへるは、上三公より下諸司の一分にいたる、これを内官といふ。諸國の守より史生郡司にいたる、これを外官といふ。天文にかたどり地理に法りて、れのおのつかさどる方あれば、その才なくては任用せらるべからざるべし。名と器とは人にかさずともいひ、天のつかさに人それ代るともいひて、君のみだりに授くるを謬擧とし、臣のみだりに受くるを尸祿とす。謬擧と尸祿とは國家の破るゝ階、王業の久しからざる基なりとぞ。中古となりて、平の將門を追討の賞にて、藤原の秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩國の守をかね、平の貞盛正五位下に叙し、鎮守府將軍に任ず。安倍の貞任奥州を亂りしを、源の賴義朝臣、十二年まで戦ひ

叙位
任官
神職

○一任四五箇年の職 國守の任期
 最初は六年なりしを文武天皇の慶
 雲三年にいたりて四年に改めらる
 志かるを孝謙天皇の天平字二年
 により六年となす又その後の遠近
 により四年五年の定はなりぬ
 ○檢非違使は非法を檢察する職に
 して嵯峨天皇の御代に始めてたか
 れしなり

清盛
 義朝
 子孫

◎大織冠被滅蘇我一門事

て、凱旋の日正四位下に叙し、伊豫守に任ず。かれらその功高し
 といへども、一任四五箇年の職なり。これなほ上古の法にはかは
 れり。保元の賞には、義朝左馬頭に轉じ、清盛太宰大貳に任ず。
 この外受領檢非違使ツリヨケビにシなれるもあり。このときや既に亂りがは
 ときはじめとなりけむ、平治よりこのかた、皇威殊の外に衰へ
 ぬ。清盛天下の權を盜み、太政大臣にあがり、子ども大臣大將にな
 りしうへは、いふに足らぬことじや。されど朝敵になりて、やがて
 滅亡せしかば、後の例にはひきがたし。賴朝は更に一身の力にて、
 平氏の亂をたひらげ、二十餘年の御憤をやすめ奉りし。昔神武の
 御時に、宇麻志麻見命の中州をまづめ、皇極の御宇に、大織冠蘇我
 の一門をほろぼして、皇家を全くせしより後には、類なきほどの
 勳功にや。それすら京のぼりの時、大納言大將に任せられしを
 ば、かたくいなみ申しけるを、わしてなされにけり。公私のわざは

○その子は賢朝をさす

○近き皇孫 經基は貞純親王の子
 にして清和天皇の孫に當れりなり
 ○承平の亂は藤原純友平將門が反
 亂をいふなり

ひにや侍りけむ、その子はいかれば、大臣大將になりて、
 やがて滅びぬ。更に跡といふものなし。天意には違ひにけりど
 見えたり。君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて、大功な
 きものまでも、皆かゝるべきこと、思ひあへり。賴朝は我身かゝ
 ればとて、兄弟一族をば堅くれさへけるにや、義經五位の檢非違
 使にてやみぬ。範賴が參河守なりしは、賴朝拜賀の日、地下の前
 駈に召し加へたり。をこる心見えければにや、この兩弟をも終に
 失ひにき。さらぬ親族も多く滅されしは、をこりのはしを防ぎて、
 世をも久しく、家をもまづめむとにやありけむ。先祖經基は、近き
 皇孫なりしかど、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將として、
 かれが節度をうく。それより武勇の家となる。その子滿仲より、
 賴信、賴義、義家相續きて、朝家のかためとして、久しく召しつかは
 る。上にも朝威ましまし、下にもその分に過ぎずして、家を全く

◎源為賴自害事

俗性 浅原為賴

◎維貞は宗宣の子官時の孫なり

おきて ままりの意

し侍りけるにこそ。爲義にいたりて、亂に與して誅にふし、義朝又功を立てむとて滅びにき。先祖の本意に背きけることうたがひなし。されば能く先蹤をわきまへ、得失を考へて、身を立て家を全くすることかこしき道なれ。愚なるたぐひは、清盛頼朝が昇進を見ては、皆かくあるべき事と思ひ、爲義義朝が逆心をよみて、滅びたるゆゑを知らず。近頃伏見の御時、源爲賴といふをのこ、内裏に参りて自害したりしが、かねて諸社に奉れる箭にも、その夜射ける箭にも、太政大臣源爲賴と書きたりし、いとをかこきことに申すめれど、人の心のみだりになりゆくすがたは、これにておしはかるべし。義時などは、いか程もあがるべくやありけむ。されど正四位下左京權大夫にてやみぬ。まして泰時が世になりては、子孫の末をかけて、よくおきてれきければにや、滅びしまでも終に高官にのぼらず、上下の禮節をみだらず。近く維貞と

稽古は 思知、意

廝 下者 下事

家門は 我門一族の意

◎稽古條々事

○先德行をつくす云々 選叙令に凡應選者皆審状、銓擬之日先盡德行、應行同取才用高者、才用同取勞効多者と見えたり
○四善 考課令に徳義有聞者、爲一善、清慎願業者、爲一善、公平可稱者、爲一善、恪勤匪解者、爲一善と見えたり
◎寛弘以來爲先譜第事

いひしもの、吹嘘によりて、修理の大夫になりしをだに、いかゞと申しけるが、誠にその身もやがてうせ侍りにき。父祖のたきてにたがふは、家門を失ふ志るしなり。人は昔を忘るゝものなれど、天は道を失はざるなるべし。さらばなど天は正理のまゝには行れぬ、といふこと疑はしけれど、人の善惡はみづからの果報なり。世の安からざるは時の災難なり。天道も神明も、いかにともせぬ事なれど、邪なるものは久しからずしてほろび、亂れたる世も正にかへるは、古今の理なり。これを能く辨へ知るを稽古といふ。昔人を撰び用おられし日は、先德行をつくす。徳行れなじければ、才用あるをもちおる。才用ひとしければ、勞効あるをとる。また徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとるとも見えたり。又格條には、朝に廝養たれども、夕に公卿にいたるといふことの侍るも、徳行才用によりて、不次に用おらるべき意なり。寛弘よりあなたに

○寛弘は一條天皇の年號なり

○七箇國の受領を経て云々 北山抄に國司加階事、一箇國從上、三箇國正下、四箇國四位、五箇國從上、七箇國可任三木是常例也と見ゆ、三木とは參議の假借字なり

は、誠に才かこければ、種姓にかゝはらば、將相にいたる人もあり。寛弘以來は譜第を先として、その中に才もあり徳もありて、職にかなひぬべき人をぞ擇ばれける。世の末にみだりがはしかるべき事を、誡めらるゝにやありけむ。七箇國の受領を経て、合格して、公文といふこと考へぬれば、參議に任ずと申しならはしたるを、白河の御時、修理正顯季といひし人、院の御乳母の夫にて、時のきらならぶ人なかりしが、この勞をつのりて、參議を申しけるに、院のおほせに、それも物書きての上の事とありければ、理にふして止みぬ。この人は歌道などもほまれありしかば、物書かぬほどのことやはあるべき。又參議になるまじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學の足らぬにぞありけむ、白河の御代までは、能く官を重くま給ひけりと聞えたり。あまり譜第をのみとられども、賢才の出でこぬはしなれば、上古に及びがたきことを恨む

○非重代は譜第にあらざるをいふ

○朝議 異本朝議に作る

○漢高祖功臣大封事

○後漢光武事

るやからもあれど、昔のまゝにては、いよいよ亂れぬべければ、譜第を重くせられけるもことわりなり。但、才も賢く徳もあらはにして、登用せられむに、人のそしりあるまじきほどの器ならば、今とても必ず非重代によるまじき事とぞればえ侍る。その道にはあらで、一旦の勳功などいふばかりにて、武家代々の陪臣をあげて、高官を授けられむことは、朝議のみだりなるのみならず、身のためも能く慎むべき事とぞおぼえ侍る。もろこしにも漢の高祖は、すゞろに功臣を大に封じ、公相の位を授けしかば、果してをこりぬ。驕りぬればほろぼす。依りて後には、功臣のこりなくなりけり。後漢の光武はこの事にこりて、功臣に封爵を與へけるも、その首たりし鄧禹すら、封せらるゝ所四縣に過ぎず。官を任ずるには、文吏をもとめえらびて、功臣をさしれく。これによりて二十八將の家、久しくつたはり、昔の功も空しからず。朝には名士多

○功田は田舎に凡功田、大功世々不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功傳子云々と見たり

○功田大上中小事

○不輸の地は貢物を出さざる地をいふ

○院宮御封事

○官田職田事
○官田 此は位田の事をいへるに令のとは異なり即ち親王及王臣等五位以上の人に賜ふなり
○職田 此は職分田ともいひて太政大臣以下大納言以上その職の高下によりて各相當の田を賜ふなり

牝字

く用おられて、曠官のそしりなかりき。かの二十八將の中にも、鄧禹と賈復とは、その撰に預りて官にありき。漢朝のむかしだに、文武の才を備ふること、いとありがたく侍りけるにこそ。次に功田といふことは、昔は功の品にまたがひて、大上中下の四の功をたて、田をあがち給ひき。その數皆さだまれり。大功は世々にたえず。その下つかたは、或は三世につたへ、孫子につたへ、身にとまらるもあり。天下を治むるといふことは、國郡を専らにせずして、その事となく、不輸の地を立てらるることのなかりしにこそ。國に守あり、郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めしゆゑに、法にそむく民なし。かくて國司の行迹を勘へて、賞罰ありしかば、天下の事掌をさして行ひやすかりき。その中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣又かくのごとし。その外官田職田とてあるも、皆官符をたまはりて、その所の正税をうくるばかりにて、國は皆國司

官封の
朝廷の
書物

録食の

○光仁天皇云々 續日本紀曰、光仁天皇嘗總十一年六月戊戌、勅封一百戶永施秋篠寺、其權入食封限立令條、比年所行甚違先典、天皇地久帝者代襲、物天下物非一人用、然緣有所念永入件封、今謂永者是、一代耳、自今以後立爲恒例、前後所施一准此於と見たり

榮

○後さまは白河鳥羽の御頃をさす

○目代 諸本眼代に作る

○文治始補守護頭事

の吏務なるべし。但、大功のものぞ、今の莊園など、て傳ふる如く、國々にいろはれずして傳へける。中古となりて、莊園多くたてられ、不輸の所出で來しより、亂國とはなれり。上古には、この法能く堅かりければ、や、推古天皇の御時、蘇我の大臣、我封戸を分けて、寺に寄せむと奏せしを、終にゆるされず。光仁天皇は、永く神社佛寺に寄せられし地をも、承の字は一代に限るべしとあり。後三條院の御世こそ、この費を聞かせ給ひて、記録所をおかれ、國々の莊公の文書を召して、多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より、新立の地いよいよ多くなりて、國司のまゐる所百分が一になりぬ。後さまには、國司任に赴くことさへなくて、その人にもあらぬ目代を差して、國を治めしかば、いかでか亂國とならざらむ。いはむや文治のはじめ、國に守護職を補し、莊園郷保に地頭をたかれしより、このかたは、更に古のすがたといふことなし。政

後醍醐天皇御代に
公卿一統と云ふ

○本所の領は庄園をいふ

○累家は累代の家をいふ

田本家は史撰の意あり

白分、近き所故朝廷に申
上りて

闕所

空たる地を云ふ

又ほひは競争してま

天皇、御領地を先れは
君に忠をふしは國民の志
意あり

道を行はるゝ道、悉く絶えはてにき。たまたま一統の世にかへり
ぬれば、この度ぞふかき費をも改められぬべかりしかど、それま
ではあまさへあんなりりやまの事なり。今は本所の領といひし所々さへ、皆勳功
に混ぜられて、累家もほどほどその名ばかりになりぬるもあり。
これ皆功にほこれるともがら、君をおとし奉るによりて、皇威も
いと軽くなるかど見えたり。かゝればその功なきといへども、
ふるくより勢ある輩をなづけられむためにか、或は本領なりと
てたまはるもあり、或は近境なりとて望むもあり。闕所をもて行
はるゝに、足らざれば、國郡につきたりし地、もして諸家相傳の領
までもきほひ申しけりぞぞ。治らむとていよいよみだれ、安か
らむとてますます危くなりける。末世のいたりこそ誠にか
なく侍れ。れよを王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは、
人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。志かれ

人臣をばよれり遊すは
天皇は御代と云ふ

天皇は御代と云ふ
天皇は御代と云ふ

平家朝中領あり

○かたらはる、異本かたをらる
るに作る

ども後の人をはげまし、その跡をあはれみて賞せらるゝは、君の
御政なり。下としてきほひ争ひ申すべきにはあらぬにや。まし
てさせる功なくして、過分の望をいたすこと、自ら危むるはしな
れど、前車の轍を見ることは、誠にありがたきならひなりけむか
し。中古までも、人のさのみ豪強なるをば戒められき。豪強にな
りぬれば、必ずをいづる心あり。果して身をほろぼし家を失ふため
とあれば、戒めらるゝもことわりなり。鳥羽院の御代にや、諸國
の武士の源平の家に屬することをとむべし、といふ制符度々
ありき。源平久しく武をとりて仕へしかども、事ある時は宣旨を
たまはりて、諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて、やがてか
たらはるゝ族多くなりしに、この制符は下されき。果して
今までの亂世の基なれば、いひがひなきことになりけり。この
ころのことわざには、一度軍にかけあひ、或は家の子郎從節に死

ぬるたぐひもあれば、我功におきては日本國をたまへ、もじは半國をたまはりても足るべからずなど申すめる、實にさまで思ふことはあらじなれど、やがてこれより亂るゝはじともなり、又朝威のかろがろじさも、推し量らるゝものなり。言語は君子の樞機なりといへり、あからさまにも君をないがしろにし、人に驕る事はあるべからぬことにてこそ。さきに記し侍りしごとく、堅き氷は霜を履むよりいたるならひなれば、亂臣賊子といふものは、そのはじめ心言葉をつゝしまざるより出で來るなり。世の中の衰ふると申すは、日月の光の變るにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらじ、人の心のあしくなりゆくを、末世といへるにや。昔許由といふ人は、帝堯の國を傳へむとありしを聞きて、潁川に耳をあらひき。巢父はこれを聞きて、この水をだにきたながりて渡らず、その人の五臟六腑のかはるにはあらじ、能く思ひならはせ

神水

帝堯一帝舜禹王

心・智性・付・サテ

○五百九十四郡 拾芥抄には六百四郡と見えたり

◎將門謀叛終事

る故にこそあらめ。猶行末の人のこゝろ思ひやることをあさましけれ。大かたおのれ一身は恩にほこるとも、萬人のうらみを殘すべき事をば、なか顧みざらむ。君は萬姓の主にてまじませば、かぎりある地をもちて、かぎりなき人に分たせ給はむことは、推して量り奉るべし。もし一國づゝをのぞまば、六十六人にて皆ふさがりなむ。一郡づゝといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人はよろこぶとも、千萬人の人はよろこばじ。いはむや日本の半をこゝろざし、みながらのぞまば、帝王はいづくをまらせ給ふべきにか。かゝる心のきざして、言葉にもいで、面にはづる色のなきを、謀叛のはじめといふべきなり。昔の將門は、比叡山に登りて大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、かゝる類にや侍りけむ。昔は人の正しくて、れのづから將門に見もこり、聞もこり侍りけむ。今は人の心のかくのみなりにたれば、この世は

◎漢三傑事

丞相

能く衰へぬるにや。漢の高祖の天下をとりしは、蕭何、張良、韓信が力なり。これを三傑といふ。萬人に勝れたるを傑といふとぞ。中にも張良は高祖の師として、籌を帷帳の中イナコにめぐらして、勝事を千里の外に決するはこの人なり、どのたまひしかど、張良はをトイひることなくして、留留使といひてすこしきなる所を望みて、封せられにけり。あらゆる功臣多くほろびしかど、張良は身をまたくしたりき。近き代のことぞかし、頼朝の時までも、文治のころにや、奥の泰衡を追討しに、自ら向ふことありしに、平の重忠が先陣にて、その功勝れたりければ、五十四郡の中、いづくをも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたる少き所を望みたまはりけるとぞ。これは人に廣く賞をも行はしめむがためにも、賢かりけるをのこにこそ。又直實といひけるものに、一所を興へたまふ下文に、日本第一の剛コウの者なり、と書きてたまはりてけり。一とせかの下文

◎平重忠抽實事

○長岡の郡 東鑑に文治五年畠山次郎重忠賜焉岡郡是狹少之地也云と見たり
◎直實賞事

○剛の者 一本甲の者に作る

世傳

◎高時餘黨謀叛事

○乙亥は二年にあたり
○高時が餘類は時行等なり

◎兵部卿親王事

をもちて、奏聞する人のありけるに、褒美の詞のはなはだしきと、與へたる所のすくなさ、誠に名を重くして利を軽くしける、いみじき事と口々にほめあへりける、いかに心得てほめけむと、いとをかじ。これまでの心こそなからぬ。事にふれて君をおとし奉り、身をたかくする輩のみ多くなれり。ありし世の東國の風儀もかはりはてぬ。公家のふるきすがたもなし。いかになりぬる世にかど、歎き侍る輩もありときこえしかど、中一とせばかりは、誠に一統のまるとおぼえて、天の下舉り集りて、都の中はえはえしくこそ侍りけれ。建武乙亥の秋のころほろひにし高時が餘類、謀叛をれこして鎌倉に入りぬ。直義は成良の親王を引きつれ申して、參河の國までのがれにき。兵部卿護良の親王事ありて、鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず、失ひ申してけり。亂の中なれど、宿意を果すにやありけむ、都にもかねて陰謀のきこ

◎公宗御被誅事

○感里の寄は母方の里をいふなり
 ○あらはならぬ法令は名例律に見えたる議請滅の事なり委しくは本書につきてあるべし

えありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿めしおかれしも、このまぎれに誅せらる。承久より關東の方人にて、七代になりぬるにや。高時も七代にてほろびぬれば、運の志からしむるかとはれぼゆれど、弘仁に死罪を留められて後、信賴が時にこそ、珍らかなること申し侍りけれ。城里の寄も久しくなり、大納言以上にていたりぬるに、おなじ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、うけたまはり行ふ輩のあやまりなりとぞ聞えし。高氏は申しうけて東國に向ひけるが、征夷將軍並に諸國の總追捕使を望みてけれど、征夷將軍になされて悉くはゆるされず。程なく東國はまづまりにけれど、高氏望む所達せずして、謀叛を起すよと聞えしがば、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし奏狀を奉る。則ちうちて上りければ、京中騒動す。追討のため、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々もあまたつかはさる。武家

○十一月の上諸本建武二年乙亥の六字あり

美濃
伊勢
伊弉
伊弉
伊弉

○丙子は建武三年なり
 ◎後醍醐天皇幸山門事
 ○高氏 一本朝敵に作る

○親王は義良親王なり
 ○江は琵琶湖のことなり

◎高氏没落事

には義貞の朝臣をはじめて、多くの兵を下されしに、十二月に官軍ひき退きぬ。關々をかためられしかど、次の年丙子の春正月十日、官軍また敗れて高氏既に近づく。依りて比叡山東坂下に行幸して、日吉の社にぞましましける。内裏もすなはち焼けぬ。累代の重寶も多く失せにけり。昔よりためしなき程の亂逆なり。かかりし間に、陸奥守鎮守府將軍顯家卿、この亂を聞きて、親王を先にたてまつり、陸奥出羽の軍兵を率して責めのぼる。同十三日近江國につきて、事のよしを奏聞す。十四日に江を渡りて、坂下にまわりしかば、官軍大に力をえて、山門の衆徒までも萬歳をよばひき。同十六日より合戦はしまりて、三十日終に朝敵を追落す。やがてその夜還幸したまふ。高氏等猶攝津國にありと聞えしかば、重ねて諸將をつかはす。二月十三日又これをたひらげつ。朝敵は船に乗りて、西國へなむ落ちにける。諸將れよび官軍は、かつ

正七
ヨリ

◎親王御元服事

かつ歸り参りしを、東國の事覺束なとして、親王もまたかへらせ給ふべし。顯家卿も任所に歸るべきよしを仰せらる。義貞は筑紫へつかはさる。かくて親王元服したまひ、直に三品に叙し、陸奥太守に任じまします。この國の太守は始めたることなれど、たよりありとてぞ任じ給ふ。勸賞によりて、同母の御兄、四品成良の御子を超えたまふ。顯家卿はわざと賞をば申しうけざりけるとぞ。義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨國に朝敵の黨類ありとて、先これを對治すべしとて、日を送りしほどに、五月にもなりぬ。高氏等西國の凶徒をあひかたらひて、重ねて攻めのぼる。官軍利なくして、都に歸參せしほどに、同二十七日に又山門に臨幸したまふ。八月にいたるまで度々合戦ありしかど、官軍いとすゝまず、よりにて都には元弘の僞主の御弟に、三の御子豊仁と申しけるを、位に即け奉る。十月十日のころにや、主上都にいでさせ給ふ。いと

○朝敵の黨類は赤松則村等をいふ

◎高氏自西國重上落事

◎主上又幸山門事

○僞主は光嚴天皇なり
○豊仁は光明天皇なり

◎僞主御弟即位事

○東宮は恒良親王なり

あさましかりし事どもなれど、猶行末を思し召す道ありしにこそ。東宮は北國に行啓あり、左衛門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣をはじめとして、さるべき兵もあまた仕う奉りけり。主上は尊號の儀にてましましき。御心を休め奉らむためにや、成良親王を東宮にすゑ奉る。同十二月に忍びて都を出でましまして、河内の國に正成といひしが一族等を召し具して、吉野に入らせ給ひぬ。行宮を造りて渡らせたまふ。本の如く在位の儀にてぞましましける。内侍所もうつらせたまひ、神璽も御身にまたがへ給ひけり。誠に奇特のことにてこそ侍りしか。吉野の御幸に先だちて、義兵をれこそ輩も侍りき。臨幸の後には、國々にも御志あるたぐひ數多聞えしかど、次の年も暮れぬ。又の年戊寅の春二月、鎮守守大將軍顯家卿、又親王を先だて申し、重ねてうちのぼる。海道の國々を悉く平ぎぬ。伊勢伊賀を経て大和に入り、奈良の京になむ

◎主上幸吉野事

○戊寅は延元三年なり

○石津 太平記に阿倍野に作る

着きにける。それより所々の合戦あまた度、互に勝負はべりしに、同五月和泉の國石津といふ所にての戦に、時やいたらざりけむ、忠孝の道てゝにてきはまり侍りにき。苔の下にもうづもれぬものどては、たゞいたづらに名をのみぞ留めてし。心うき世にも侍るかな。官軍なほ心をはげまして、男山に陣をとりて、志ばらく合戦ありしかど、朝敵忍びて社壇を焼き拂ひしより、事成らずしてひきまりぞく。北國にありし義貞も、度々召されしかど上りあへず。させる事なくて、空くさへなりぬと聞えしかば、いふばかりなし。さてしも止むべきならずとて、陸奥の御子又東へ向はしめ給ふべき定あり。左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎮守將軍を兼ねてつかはさる。東國の官軍悉く、かれの節度に志たがふべきよきを仰せらる。親王は儲君に立たせ給ふべきむね申し聞かせたまふ。道のほどもかたじけなかるべし。

○異母の御兄は宗良、聖助、法仁、眞良等の諸親王をいふ

國にてはあらはさせ給へどなむ申されし。異母の御兄もあまたましましき。同母の御兄も、前東宮恒良親王、成良親王ましましに、かく定りたまひぬるも、天命なればかたじけなし。七月の末つかた、伊勢に越えさせ給ひて、神宮に事のよきを啓して、御船のよそひし、九月のはじめともづなをどかれしに、十日あまりのことで、上總の地ちかくより、空の景色おどろくしく、海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方にたゞよはれ侍りにしに、いとゞ波風れびだしくなりて、あまたの船行方志らす侍りけるに、御子の御船はさほりなく、伊勢の海に着かせ給ふ。顯信朝臣は、本より御船にさふらひけり。れなし風のまぎれに、東國をさして、常陸國なる内の海につきたる船侍りき。方々にたゞよひし中に、この二の船、れなし風にて東西に吹きわけらる。末の世には、珍らかなるためしにぞ侍るべき。儲の君に定らせたまひて、例なきひな

の御住居も、いかゞと覺えしに、皇大神のどゞめ申させ給ひけるなるべし。後に吉野へ入らせましまして、御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとゞ思ひ合せられて、尊くも侍るかな。又常陸はもとよりこゝろさす方なれば、御志ある輩相計ひて、義兵こはくなりぬ。奥州野州の守も次の年の春重ねて下向して、各國につき侍りにき。さても舊都には、戊寅の年の冬改元して曆應とぞいひける。吉野の宮には本の延元の號なれば、國々もれもひおもひの號なり。もろこしにはかゝるためし多けれど、この國にはなし。されど四とせにもなりぬるにや、大日本島根は本よりの皇都なり、内侍所神璽も吉野にればしませば、いづくか都にあらざるべき。さても八月の十日あまり六日にや、秋霧にわかされさせ給ひて、かくれましましぬとぞ聞えし。寝るが中なる夢の世、今に始めぬならひとは志りながら、かすかす目の前なる心ちして、

◎後醍醐天皇崩御事

◎親王受禪事

○左大臣の第は關白左大臣經忠公の第なり

老の涙もかきあへねば、筆の跡さへとゞこほりぬ。昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、こゝにて留りたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申し述べて、素意の末をあらはさまほしくて、まひて志るしつけ侍るなり。かねて時をも悟らしめ給ひけるにや、前の夜より、親王をば左大臣の第へうつし奉られて、三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す。天下を治め給ふこと二十一年、五十二歳れましましき。昔仲哀天皇熊襲を攻めさせ給ひし時、行宮にて神さりましましき。されど神功皇后ほどなく三韓を平げ、諸皇子の亂をまづめられて、胎中天皇の御代にさだまりき。この君聖運ましまししかば、百七十餘年中絶えにし、一統の天下を志らせ給ひて、御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく徳もなき盗人世にこれりて、四年あまりがほど宸襟をなやまし、御世を過させ給ひぬれば、御

○盗人 一本壁に作る

○五十世の天皇 一本今上皇帝に作る
○第七子 異本八子に作る

○親王度々自奥州御上落事

○癸酉は元弘三年なり
○甲戌は建武元年なり

○丙子は延元元年なり

○戊寅は延元三年なり

○親王自勢州遷御事

○己卯は延元四年なり

怨念の末空しく侍りなむや。今の御門また、天照大神より以來の正統を受けましましぬれば、この御光に争ひ奉るものやはあるべき。なかなかかくてまづまるべき時の運とぞればえ侍る。

第九十六代、第五十世の天皇、諱は義良、後醍醐天皇第七の御子、御母は准三宮藤原の廉子、この君は生まれさせ給はむとて、日をいたくとなむ夢に見申し給ひけるとぞ。さればあまたの御子の中に、たゞなるまじき御事とぞ、かねてより聞えさせ給ひし。元弘癸酉の年、東の陸奥出羽のかためにて趣かせたまふ。甲戌の夏立親王、丙子の春都にのぼらせましまして、内裏にて御元服、加冠左の大臣なり。すなはち三品に叙し、陸奥の太守に任せさせたまふ。れなじき戊寅の年の春、また上らせ給ひて、吉野の宮にましまししが、秋七月伊勢に越えさせたまふ。重ねて東征ありしかど、なほ伊勢にかへりまし、己卯の年三月また吉野へ入らせ給ふ

○後村上天皇受禪事

八月中の五日ゆづりを受けて、天日嗣を傳へたまします。

校註神皇正統記終

明治二十五年八月五日印刷
 明治二十六年八月五日發行
 明治二十九年八月十日發行
 明治三十二年八月十日發行

(校註神皇正統記)

定價 金貳拾五錢

版權所有

校註者

大宮宗司

發行者

大橋新太郎

印刷者

多田榮次

印刷所

愛善社

東京市日本橋區本町三丁目八番地

東京市神田區小川町一番地

東京市神田區小川町一番地

發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

新撰歌典

第一高等學校教授 落合直文君著

全壹冊 洋裝
 紙數六百八拾頁
 正價金四拾錢
 郵稅八錢

歌は文學の最も高尚なるものなり、月夕花晨、一たびこれを詠ずれば美感踊躍、其快樂實にいふべからず、本書落合直文君の著にして、一讀その面目の改りたるを知るに足らむ、和歌沿革の如き、作法の如きは最もれもしろく、類語は充分に精撰せられ、證歌は萬葉集を始め代々の撰集、家々の歌集、最近の歌人の歌に至るまで、その英華なるは漏すところなし。殊に長歌の如き、今様の如き、うの他歌體の如き、皆これ感情の神美にして、大に見るべきものあり。而してかの戀歌といふものを減じ、更に人倫の部を設けられたるなど、最も苦心のところ、まして著者の經營慘憺たる意匠の深きを知らるゝなり。其他和歌書法、或は冠詞より、尙も和歌に關したることは、詳細漏すところなし、歌を學ばんとするもの、この書を措きて、また何かあらむ。

東久世伯爵題辭 井口隆太郎君著
 歌學捷徑 正價 拾五錢 郵稅 六錢

宮澤春文君著
 作歌自在 正價 貳拾錢 郵稅 六錢

伯爵 東久世通禧君題辭
從二位北小路隨光君題辭
子爵 福羽美靜君序文

佐々木弘綱君輯
佐々木信綱君校

詠歌辭典

全壹冊總クロース
金文字入洋裝美本
正價金七拾五錢
郵税八錢

現今辭書の出版、其數少なからずと雖、未だ和歌専門の辭書あることなし。此書は、詠歌社會に最も名ある、佐々木先生の編纂にして、**雅語俗譯辭典**には、萬葉集廿一代集の解し難き語、七千六百十字を載せ、**俗語雅譯辭典**、**熟語辭典**は、共に歌よむ人の**假字格辭典**には、あなづかひを載せ、**枕詞辭典**以上は、枕詞の解釋を掲ぐ、**小文典**を添ふ、**本書の特**色は、解釋の懇切なる字數の多き、熟語を網羅せる、文典を添へたる等、體裁清楚にして、携帶に便なるに在り。

大和田建樹君著

應用歌學

全壹冊洋裝
正價金六拾五錢
郵税六錢

有賀長伯翁著

和歌八重垣

全七冊和裝
正價金四拾五錢
郵税四錢

文學士 岡田正美君著

解説 日本文典

全二冊洋裝大判紙數五百九十頁
並製一冊金四拾錢 郵税八錢
特製一冊金五拾五錢 郵税拾錢

本書は吾國語上法上の諸般の事實を我國一般の人士に示さんことを欲して其を便宜の順序に列記して解説批評したるものにして國語學專攻の人士の爲めに特に時文的文法又は歴史的な文法又著者自らの日本文法體系を述べたるものにあらず「解説」の條下に記述したる事柄は多くは當今普通に用ゐらるゝ諸文典に記述せるを或は意を採り或は意と文とを併せ採りたるものなり

發兌元 東京博文館

文學士 鈴木暢幸君著

日本口語文典

全一冊洋裝大判美本 紙數三百三頁
並製正價金四拾錢 郵税金八錢
▲特製正價金五拾五錢 郵税金拾錢

本書は氏が多年の研究に依りてわが國語の本質及び運用を忠實に闡明し叙述したるもの、まづわが國語に存する言音を音韻學的に説明し、發音機關の調製を指導して、方言の矯正其他發音教授の便に備ひ、品詞の叙述に於いては文章語との差異を説明して文語教授の參考に資す、特に詞章の綜合法に至つては著者の獨創によりて新式なる文典の模範を示したり

第一高等落合直文君小中村義象君合著

中等 日本文典

全一冊洋裝特製
脊皮金文字入
紙數四百五十七頁
▲正價金六拾錢 郵税金八錢

古來往々邦文の不規律にして統一なきを難するものあるは主として完全なる文典の書なきに依りて文を學ぶ者の文典に待つある猶航海者の羅針盤に依るが如くはた船舶の楫に待つ事あるが如し小中村落合兩先生が國文學に精通せらるゝは世の夙に知悉する所今や初學者の爲に好書なきを慨し切實研究の餘斯書を著はさる是より桃花始て津ありといふべし殊に著者は多年官私の諸學校に於て實地教授せられたるものなるを以て中學校師範學校其他高等諸學校教科書として尤も適當無比なるものなり幸に愛讀を賜はらん事を

本
田

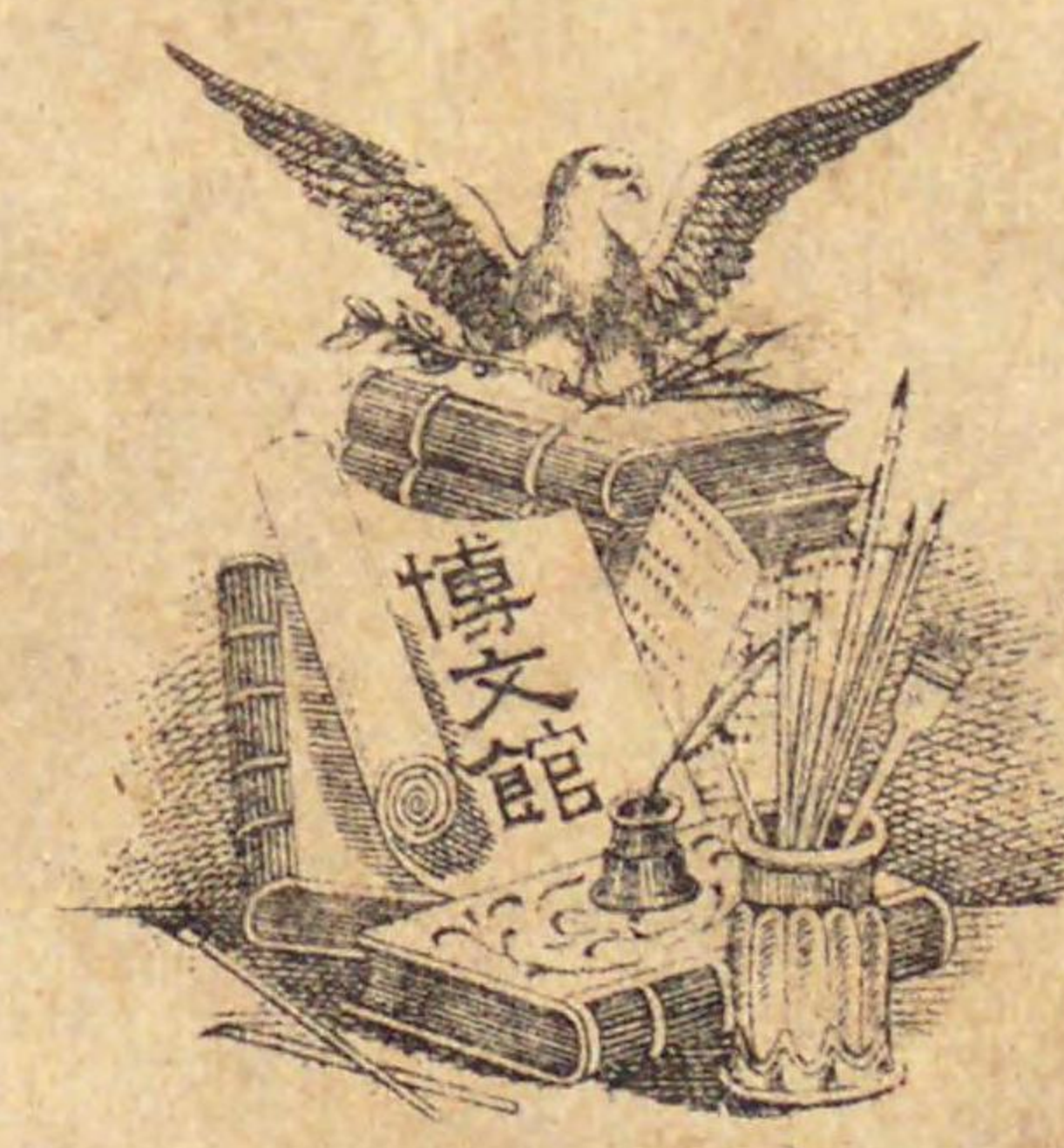
全部廿四册
 文合落 學直合 博文直 士文直 菽文直 野池君 由邊池 之義邊 君象義 校君象
 註校
 中日文學全書
 正價一册金廿五錢 以上册五 以上册八分 以上册拾 以上册壹割
 正價一册金廿五錢 以上册五 以上册八分 以上册拾 以上册壹割
 正價一册金廿五錢 以上册五 以上册八分 以上册拾 以上册壹割

- 第一編 竹取物語 ○住吉物語
- 第二編 枕草紙 ○更科日記
- 第三編 十六夜日記 ○辨內侍日記
- 第四編 堤中納言物語 ○四季物語
- 第五編 中務內侍日記 ○讚岐典侍日記
- 第六編 濱松中納言物語 ○唐物語
- 第七編 宇治拾遺物語 ○多武峰少將物語
- 第八編 源氏物語 五册に分册
- 第九編 源氏物語 上中下三册
- 第十編 源氏物語 上中下三册
- 第十一編 源氏物語 上中下三册
- 第十二編 源氏物語 上中下三册
- 第十三編 源氏物語 上中下三册
- 第十四編 源氏物語 上中下三册
- 第十五編 源氏物語 上中下三册
- 第十六編 源氏物語 上中下三册
- 第十七編 源氏物語 上中下三册
- 第十八編 源氏物語 上中下三册
- 第十九編 源氏物語 上中下三册
- 第二十編 源氏物語 上中下三册
- 第二十一編 源氏物語 上中下三册
- 第二十二編 源氏物語 上中下三册
- 第二十三編 源氏物語 上中下三册
- 第二十四編 源氏物語 上中下三册

發兌元 東京本 博文館

エトX47

10



J. H. ...

